

母性保護規定：対象物質と規制濃度

環境・健康

母性保護に係る専門化会合で有害物の発散する場所における業務が見直され、母性保護規定の対象とする有害物は、現行の女性労働基準規則の対象である 9 物質又は労働安全衛生法令に基づく局所排気装置等の設置、作業環境測定の実施等が義務付けられ、管理濃度が設定されている 87 物質のうち、厚生労働省の GHS 分類により生殖毒性又は生殖細胞変異原性が区分 1 又は授乳影響ありに該当する 25 物質が提案されています。この 25 物質と規制濃度（案）を下記表に示しました。

母性保護規定対象有害物質と規制濃度（案）

No	物質名	規制濃度	No.	物質名	規制濃度
1	アクリルアミド [*]	0.1 mg/m ³	14	水銀及びその無機化合物 (硫化水銀を除く)	0.025mg/m ³
2	エチレンイミン	0.5 ppm			
3	エチレンオキシド [*]	1 ppm	15	スチレン	20 ppm
4	エチレン [*] リコールモノエチルエーテル (セロソルブ [*])	5 ppm	16	テトラクロルエチレン (パークロルエチレン)	50 ppm
5	エチレン [*] リコールモノエチルエーテルアセテート (セロソルブ [*] アセテート)	5 ppm	17	トリクロルエチレン	10 ppm
			18	トルエン	20 ppm
6	エチレン [*] リコールモノメチルエーテル (メチルセロソルブ [*])	5 ppm	19	鉛及びその化合物	0.05 mg/m ³
7	塩化ニッケル (II) (粉状のものに限る)	0.1 mg/m ³	20	二硫化炭素	1 ppm
8	塩素化ビフェニール (PCB)	0.01 mg/m ³	21	砒素化合物	0.003mg/m ³
9	カドミウム化合物	0.05 mg/m ³	22	ペーターブ [*] ロピ [*] オラクソン	0.5 ppm
10	キシレン	50 ppm	23	ペンタクロルフェノール (PCP) 及び そのナトリウム塩	0.5 mg/m ³
11	クロム酸塩	0.05 mg/m ³			
12	五酸化バナジウム	0.03 mg/m ³	24	マンガン	0.2 mg/m ³
13	N,N-ジメチルホルムアミド [*]	10 ppm	25	メタノール	200 ppm

母性保護に係る専門家会合の提言に基づき女性則が改正されています。(平成 26 年 11 月 1 日施行)

kes サポート

課 題	kes サポート
作業環境の管理状況の調査	作業環境測定
作業環境への有害物質の発散抑制	局所排気装置等の定期自主検査 排・換気装置の改善・設置
衛生診断、リスクアセスメント	作業環境測定、健康診断結果等に基づく衛生診断 リスクアセスメントの実施
衛生意識の向上	労働衛生教育